

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	災害に際し応急的な支援を実施すること
--------------	--------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策目標 3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること
個別目標 1	災害に際し応急的な支援を実施すること
(主な事務事業) ・災害救助費等負担金	
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。(別添参照)	
2 根拠法令等 ○災害救助法(昭和22年法律第118号)	
主管部局・課室	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
関係部局・課室	—

2. 現状分析

我が国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。災害発生時には迅速な対応が求められるが、特に、高齢者や障害者など災害に弱いとされる災害時要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題となっており、各自治体において十分な対策がとられるよう、国として支援していくことが必要である。
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (一)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 過去5年間の災害救助法の適用市町村数は、以下のとおりである。 平成15年度 14市町村 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 						

・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町)、地震10件(8市1町1村)、台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。

○平成19年熊本県大雨災害

平成19年7月6日

2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報
10:40 下益城郡美里町に避難勧告
10:40 下益城郡美里町避難所設置

○平成19年新潟中越沖地震

平成19年7月16日

10:13頃 地震発生
10:25 上越市避難所設置
10:30 出雲崎町避難所設置
10:30頃 柏崎市避難所設置
11:00頃 長岡市避難所設置
11:00頃 刈羽村避難所設置

※小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。

○台風5号<宮崎県>

平成19年8月2日

8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報
18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告

※西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。

○台風11号及び前線による大雨にかかる災害<秋田県>

平成19年9月17日

4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報
18:05 北秋田市に避難勧告
18:05 北秋田市避難所設置
22:40 能代市に避難勧告
22:40 能代市に避難所設置

○2月23日から24日にかけての低気圧による災害<富山県>

平成20年2月24日

4:10 東部北地域に波浪警報
6:28 下新川郡入善町に避難勧告
6:28 下新川郡入善町避難所設置

施策目標の評価

【有効性の観点】

避難所の設置により、住民の生命に危険をもたらすおそれのある住居等から安全な場所に避難させるよう措置がとられており、避難所設置によって有効な応急救助が実施されている。

【効率性の観点】

避難勧告後または地震発生後、直ちに必要量の避難所が設置されており、住民の生命の安全が迅速に確保されていることから、効率的な応急救助が実施されている。

【総合的な評価】

避難勧告が出された地域の住民全員が、安全な場所に避難できるよう避難所が設置されており、公平性の観点においても、的確な応急救助が実施されている。

平成19年度に災害救助法が適用された15件については、速やかに避難所が設置され、国の助言等により適切な応急救助が行われたものと評価できる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
災害に際し応急的な支援を実施すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 ・過去5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 14市町村 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 ・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町)、地震10件(8市1町1村)、台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年熊本県大雨災害 平成19年7月6日 2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報 10:40 下益城郡美里町に避難勧告 10:40 下益城郡美里町避難所設置 ○平成19年新潟中越沖地震 平成19年7月16日 10:13頃 地震発生 10:25 上越市避難所設置 10:30 出雲崎町避難所設置 10:30頃 柏崎市避難所設置 11:00頃 長岡市避難所設置 11:00頃 刈羽村避難所設置 ※小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。 ○台風5号<宮崎県> 平成19年8月2日 8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報 18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告 ※西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。 ○台風11号及び前線による大雨にかかる災害<秋田県> 平成19年9月17日 4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報 18:05 北秋田市に避難勧告 18:05 北秋田市避難所設置 22:40 能代市に避難勧告 22:40 能代市に避難所設置 ○2月23日から24日にかけての低気圧による災害<富山県> 						

平成20年2月24日
 4:10 東部北地域に波浪警報
 6:28 下新川郡入善町に避難勧告
 6:28 下新川郡入善町避難所設置

個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

平成19年度に災害救助法が適用された15件については、いずれも避難勧告が発せられた後又は地震発生後に直ちに避難所が設置されており、各都道府県知事が災害救助法の適用を判断する際には、適用基準に合致しているかどうかについて助言を行うとともに、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っており、的確な応急救助を実施していると評価できる。

また、平成19年5月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として十分な支援を行っているものと評価できる。

なお、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難支援対策が重要であることから、平成19年4月には、要援護者対策の具体的な進め方や地域の取組にあたって有効と考えられる方策例をまとめた「災害時要援護者対策の進め方について」が策定されるとともに、12月には、内閣府において「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」がとりまとめられ、その中に「災害時要援護者の避難支援対策の促進」が位置付けられた。

これを受け、内閣府等との連名通知として「災害時要援護者の避難支援対策の推進について（平成19年12月18日）」を発出し、各都道府県の協力を求めた。また、平成20年2月には、災害時要援護者を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」が、各市町村において円滑に策定されるようモデル計画を策定し、内閣府等との連名通知で発出したところである。

以上のとおり、各市町村における災害時要援護者に関する取組みについて、国として十分な支援を行ったものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	災害救助費等負担金
平成19年度 予 算 額	200百万円 救助に要した費用が、当該都道府県の普通税収入見込額の ・2/100以下の部分（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） ・2/100を超え、4/100以下の部分（補助割合：[国4/5][都道府県1/5]） ・4/100を超える部分（補助割合：[国9/10][都道府県1/10]）
実施主体	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	災害救助法第36条の規定に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費（救助費の合計額が100万円以上となる場合）に応じ、その一部（50/100～90/100）を都道府県に補助する。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率

指標1 目標達成率 ー%

（目標達成率を算定できない場合、その理由）

災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により設置時間が異なることから、その設置までの時間について達成水準を設けることは困難である。

また、災害の種類・程度等に応じた達成水準を設けることについては、

- ① 災害救助法の適用となる災害の種類については、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故など様々な災害を対象にしているところ、

② 災害救助法の適用となる災害の規模については、必ずしも被害規模の大きさ（災害救助法施行令第1条第1項第1号、2号、3号前段は、市町村等の人口に対する住家滅失数の規模により適用）だけではなく、生命・身体への危害が生じるおそれがある場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号適用については、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要としている場合や食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要としている場合に適用）なども適用される。

このように災害救助法は、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るために、様々な災害、規模、状況に応じて、都道府県知事の判断により、適用されることになるが、災害において、避難所が必要となった時点を明確にすることは困難なこと、市町村の規模や災害の規模によって、避難所の設置箇所数も違ってくることから、避難所の設置に要する時間も異なるなど、一概に災害の種類・程度に応じて達成水準を設定することは困難である。

2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直しは行わず引き続き実施するものである。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

- （施策目標に係る指標）
- (i) 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
- （個別目標に係る指標）
- (i) 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

施策目標の達成状況を評価するために、より適切な指標の設定を検討する。

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

災害救助法による応急救助の実施概念図

